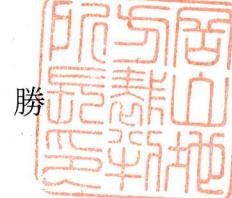


岡山地裁総第 652 号

令和 4 年 4 月 11 日

山 中 理 司 様

岡山地方裁判所長 阪 本



司法行政文書の開示についての通知書

3 月 26 日付け（同月 29 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示については、下記 1 の内容を下記 2 の方法で情報提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

- (1) 令和 4 年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（令和 4 年 4 月 1 日現在）の別紙 1（片面で 1 枚）
- (2) 令和 4 年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（令和 4 年 4 月 1 日現在）の別紙 2（片面で 1 枚）
- (3) 令和 4 年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（令和 4 年 4 月 1 日現在）の別紙 3（片面で 1 枚）
- (4) 令和 4 年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（令和 4 年 4 月 1 日現在）の別紙 4（片面で 1 枚）
- (5) 令和 4 年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（令和 4 年 4 月 1 日現在）の別紙 5（片面で 1 枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

（担当）事務局総務課文書係 電話 086（222）6771（内線 3220）

## 別紙1

## 地方裁判所裁判官の配置

庁名	部	裁 判 官	単独係
本庁	第1民事部	判 事 (総括) 奥野寿則	1 A係
		判 事 大嶺崇	1 B係
		判 事 玉野勝則	1 C係
		判 事 補 (特例) 中村雅人	1 D係
		判 事 補 大島眞美	
	第2民事部	判 事 (総括) 上田賀代	2 A係
		判 事 安田仁美	2 B係
		判 事 小嶋宏幸	2 C係
		判 事 補 橋本康平	
	第3民事部	判 事 (総括) 真鍋麻子	
		判 事 補 (特例) 池内継史	
		判 事 補 橋本康平 (兼)	
		判 事 補 大島眞美 (兼)	
	第1刑事部	判 事 (総括) 倉成章	1係
		判 事 横井裕美	2係
		判 事 補 春木直也	
	第2刑事部	判 事 (総括) 宇田美穂	3係
		判 事 吉田真紀	4係
		判 事 五十部隆	5係
		判 事 補 松浦和徳	
		判 事 (所長) 阪本勝	単独係
倉敷支部		判 事 (支部長) 山本正道	第3係
		判 事 木山智之 (岡山家裁倉敷支部本務)	第4係
		判 事 三浦康子 (岡山家裁倉敷支部本務)	第5係
		判 事 仲井葉月	第2係
		判 事 補 (特例) 横澤慶太	第1係
新見支部		判 事 補 (特例) 松本幸奈 (てん補)	
津山支部	判 事 (支部長) 小山恵一郎	第1係	
	判 事 補 (特例) 松本幸奈 (岡山家裁津山支部本務)	第2係	

## 別紙2

## 簡易裁判所裁判官の配置 (ただし、臨時的な職務代行は除く。)

府名	裁 判 官		係名
岡山簡裁	簡易裁判所判事 (司)	岡田 幹雄	第3係
	簡易裁判所判事	土井 久志	第1係
	簡易裁判所判事	高藤 昭彦	第10係
	簡易裁判所判事	大田 浩司	第2係
	簡易裁判所判事	藤本 憲司 (職務代行)	第5係
	簡易裁判所判事	藤田 満弘 (職務代行)	第6係
	簡易裁判所判事	劍持 誠 (職務代行)	第7係
	簡易裁判所判事	岩佐 君雄 (職務代行)	第9係
	簡易裁判所判事	山本 正道 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	木山 智之 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	三浦 康子 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	仲井 葉月 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	横澤 慶太 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	森山 政明 (職務代行)	
	簡易裁判所判事	谷政葉子 (職務代行)	
玉野簡裁	簡易裁判所判事	劍持 誠	
児島簡裁	簡易裁判所判事	藤田 満弘	
玉島簡裁	簡易裁判所判事	藤田 満弘 (児島簡裁本務)	
倉敷簡裁	簡易裁判所判事 (司)	山本 正道	
	簡易裁判所判事	森山 政明	第1係
	簡易裁判所判事	谷政葉子 (笠岡簡裁本務)	第2係
笠岡簡裁	簡易裁判所判事	谷政葉子	
高梁簡裁	簡易裁判所判事	岩佐 君雄 (新見簡裁本務)	
新見簡裁	簡易裁判所判事	岩佐 君雄	
津山簡裁	簡易裁判所判事 (司)	小山 恵一郎	
	簡易裁判所判事	藤本 憲司 (勝山簡裁本務)	第2係
	簡易裁判所判事	池田 誠	第1係
勝山簡裁	簡易裁判所判事	藤本 憲司	

別紙3

本庁民事部

		部	第1民事部	第2民事部	第3民事部
事件種別		開廷日	月・火・水・木	月・火・水・金	月・火・水・木・金
	執行抗告及び保全抗告事件				全 部
合議事件	控訴事件		3分の2	3分の1	
	上記以外の法定合議事件、第13条第1項記載の裁定合議事件、他の裁判所から移送された合議事件		各13分の8	各13分の5	
単独事件	通常訴訟事件、手形及び小切手訴訟事件、民訴法6条の2所定の事件、簡易確定決定に対する異議に係る事件（注）、仲裁判断取消申立事件、これらに関する共助事件		各48分の22	各48分の26	
	訴えの提起前における証拠収集処分、訴えの提起前（民訴法235条1項但書に基づく訴え提起後最初の期日指定前までを含む。）における証拠保全、これらに関する共助事件		各13分の8	各13分の5	
	労働審判に対する異議申立事件		48分の22	48分の26	
	上記事件以外の民事訴訟関係事件		各51分の25	各51分の26	
調停事件	調停事件、非訟事件、労働審判事件、民事執行事件、民事保全事件（仮登記仮処分を含む。）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令事件、破産事件、再生事件、会社更生事件、特別清算事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁等損害賠償責任制限事件、簡易確定事件、仲裁判断取消申立てを除く仲裁関係事件、これらに関する共助事件				全 部
	他の部に分配されない申立て又は申請事件				全 部

(注) 簡易確定決定に対する異議に係る事件は、本庁において処理し、支部には回付しない。

別紙4

本庁刑事部

部	第1刑事部	第2刑事部
事件種別 開廷日	月・火・水・木・金	月・火・水・木・金
公判請求（法定合議） 合議相当を理由とする回付事件	2分の1	2分の1
公判請求（単独） (即決裁判手続請求を含む。)	10分の3	10分の7
組織的犯罪処罰法52条2項による取消し・変更請求、麻薬特例法19条4項、20条3項による取消し・変更請求、通信傍受法26条1項(新法33条1項)による取消し・変更請求、刑訴法429条の準抗告、医療観察法72条1項の不服申立て、73条1項の異議	各 2分の1 (注1)	各 2分の1 (注1)
通信傍受法による傍受の原記録の保管事務		全 部
組織的犯罪処罰法関連事件、麻薬特例法関連事件	各 5分の2	各 5分の3
刑訴法262条の審判請求、組織的犯罪処罰法62条1項の審査請求、麻薬特例法23条による審査請求、通信傍受法による裁判事務、同法26条2項(新法33条2項)による取消し・変更請求、証人尋問請求(注2)、証拠保全、刑訴法430条の準抗告、刑訴法187条の2の請求、執行猶予取消し、共助、更生保護法52条5項の意見、その他一切の刑事事件	各 2分の1	各 2分の1

(注1) ただし、当該公判請求事件の係属する部には分配しない。

(注2) 国際捜査共助等に関する法律第10条による請求を含む。

**略語表** 組織的犯罪処罰法関連事件とは「同法第4、6章の保全請求事件及びこれらの処分に付隨する処分を求める申立て事件」をいう。

麻薬特例法関連事件とは「同法第5、6章の保全請求事件及びこれらの処分に付隨する処分を求める申立て事件」をいう。

通信傍受法による裁判事務とは「同法第4条による令状発付を求める申立て事件、同法第7条による傍受ができる期間の延長を求める申立て事件、同法第26条第1項及び第2項による取消し・変更請求事件及び同法による傍受の原記録の保管事務」を除く同法に規定する一切の裁判事務をいう。

## 別紙5

## 支部（民事・刑事）

		支部					倉敷		新見	津山	
		係	第1係	第2係	第3係	第4係	第5係		第1係	第2係	
		事件種別	開廷日	水・金	月・木	火・金		火・金	木 (第1・第3)	月・水 木・金	火・金
民事	単独	通 常 訴 訟						各 5分の2	各 5分の1	各 5分の2	全 部
		手 形 、 小 切 手									
		再 審									
		保 全 異 議 、 取 消 し			3分の1	3分の1			3分の1		
		保 全 命 令			3分の1	3分の1			3分の1		
		調 停				全 部					
		過 料			全 部						
		そ の 他 の 非 訴			全 部						
		債 權 執 行									
		執 行 (債権執行を除く。)									
民事	単独	財 产 開 示									全 部
		執行官の執行処分及びその遅滞に対する執行異議(注1)									
		破 産	管財事件	2分の1			2分の1				
			同廃事件	2分の1			2分の1				
		再 生		2分の1			2分の1				
		会 社 更 生		2分の1			2分の1				
		特 別 清 算		2分の1			2分の1				
		人 身 保 譲	全部								全 部
		訴えの提起前(民訴法235条1項但書に基づく訴え提起後最初の期日指定前までを含む。)における証拠保全		3分の1	3分の1				3分の1		
		配偶者暴力等に関する保護命令		3分の1	3分の1	3分の1					
刑事		訴えの提起前における証拠収集処分									各 2分の1
		仲 裁 関 係									
		そ の 他									
		單 独 (令状請求を除く。)	全 部								全 部
刑事		令 状 請 求	当番表で定める	当番表で定める	当番表で定める						

(注1) 本表に定めのない執行裁判所が執行官に対して行う許可を含む。